

# 山口県報

平成26年  
11月25日  
(火曜日)

## 目次

○告示

平成二十六年度クリーニング所業務従事者講習の指定（生活衛生課）……………

換地処分届出（都市計画課）……………

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（港湾課）……………

○公告

准看護師試験の実施（医務保険課）……………

公共測量の実施（監理課）……………

### 山口県告示第三百八十号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三の規定により、次の講習を平成二十六年度におけるクリーニング所の業務従事者に対する講習として指定した。

平成二十六年十一月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 講習の主催者
- 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 住所 東京都港区新橋六丁目八番二号
- 二 講習の開催期日及び開催場所
- 開催期日
- 開催場所

平成二七、二二（日曜日）

下関市豊前田町三丁目三番一号

山口県国際総合センター

三 講習の受講料

四千五百円

### 山口県告示第三百八十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百三条第三項の規定により、下関都市計画事業川中土地区画整理事業施行者下関市から土地区画整理事業の施行地区について、次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成二十六年十一月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 換地処分の年月日
- 平成二十六年十月二十三日
- 二 換地処分の内容
- 平成二十六年十月二日認可された換地計画のとおり

### 山口県告示第三百八十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、三田尻中関港港湾改修工事（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十六年十一月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 三田尻中関港港湾改修工事（第一工区）
- (一) 工事場所 防府市新築地町地内
- (二) 工事の概要

工	種	延	長

本 体 工

八〇メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十六年十一月二十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が千以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者が土木一式工事について総合評定値の通知を受けていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県防府土木建築事務所 防府市駅南町一三番四〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十六年十一月二十六日から同年十二月十六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十七年一月十五日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県防府土木建築事務所（電話〇八三五―二二三四八五）にすること。



(三八七) 准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）第十八条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施します。

平成二十六年十一月二十五日

山口県知事 村岡 副 政

一 試験の日時

平成二十七年二月十三日（金曜日）午後一時三十分から午後四時まで

二 試験の場所

山口市吉田一六七七番地の一

山口大学共通教育棟本館

三 受験資格

法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。

四 受験願書の受付期間

平成二十七年一月五日（月曜日）から同月十三日（火曜日）まで（郵送の場合は、一月十三日までの消印のあるものは、有効とする。）

五 受験願書の提出先

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―一八五〇一）

山口県健康福祉部医療保険課

六 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 受験資格証明書

(三) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

七 受験手数料

六千九百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十七年三月十一日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部医務保険課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部医務保険課にすること。

(二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部医務保険課(電話〇八三一九三三二二九二八)にすること。

(三八八) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、萩土木建築事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十六年十一月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量及び水準測量)

二 作業の地域

萩市大字明木

三 作業の期間

平成二十六年十二月八日から平成二十七年三月二十七日まで

平成二十六年十一月二十五日印刷

発行人所

山口県知事